

高等学校等就学支援金について

(令和7年度 私立学校在学生用)

支給対象

- ・国公立の高等学校（全日制、定時制、通信制）
- ・中等教育学校後期課程
- ・特別支援学校の高等部
- ・高等専門学校（1～3学年）
- ・専修学校高等課程
- ・専修学校一般課程及び各種学校（国家資格者養成課程指定校）
- ・各種学校(外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。)

※但し、以下の方は対象外

- ・日本国内に住所を有しない生徒
 - ・高校等を既に卒業し又は修了した生徒
 - ・高等学校等に在学した期間が3年（定時制・通信制は4年）を超える生徒
 - ・専攻科、別科の生徒や、科目履修生、聴講生
 - ・一定の基準を超える収入がある世帯の生徒
- ※一定の基準を超える収入がある場合は、【高校生等臨時支援金】の対象として、年額118,800円を上限とした支援が受けられます。
高校生等臨時支援金の手続き等については、学校を通じてご案内します。

支給額

支給額は、下表のとおりです。

所得区分の目安については、下記の算定式を併せて参照してください。

所得区分の目安【世帯年収】	就学支援金（月額）	就学支援金（年額）
590万円以上910万円未満	9,900円	118,800円
590万円未満	33,000円	396,000円

※単位制、通信制の場合、支給額は上記と異なります。

※両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。

算定式

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※課税標準額や調整控除の額は、以下の方法により確認できます。

- ・「マイナポータル」HPの「あなたの情報」
- ・課税証明書等（多くの市町村）

上記による算出額 < 154,500円 ⇒ 支給額：最大396,000円

(154,500円以上)
上記による算出額 < 304,200円 ⇒ 支給額：最大118,800円

手続き

- ・就学支援金の受給資格を得るため、学校の案内にしたがって、原則、e-Shienでオンライン申請して下さい。詳しくは学校にお問い合わせ下さい。

支給方法

学校が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることになります。生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。

なお、就学支援金をどのように授業料に充当するか（一旦授業料を全額徴収し、後日、就学支援金相当額を還付する場合や後期の授業料で調整する場合など）学校によって異なりますので、学校にお問い合わせ下さい。